

平成 29 年度予算編成方針

1 経済状況と国の動向

わが国の経済は、企業収益が過去最高水準となり、就業者数は増加、また実質賃金が上昇するなど雇用・所得環境は大きく改善しており、経済再生・デフレ脱却に向け前進してきている。しかし、国際経済の不透明感や、国内経済も個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっている。こうした背景には、人口減少・高齢化社会での期待成長率の低下や生産性の低迷、未だ実感に乏しい子育て環境の改善や現役世代の先行き不安などが要因している。また、わが町はもとより地方の中小・小規模事業者などは、好景気の恩恵を実感することはできていない。

そこで、政府は人口減少・高齢化社会の構造的課題への取り組みとして「経済財政運営と改革の基本方針 2016（骨太方針）」を平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定した。

骨太方針は、「成長と分配の好循環」を確立することにより地方を含めた日本経済全体の継続的拡大均衡を目指すものであり、国民一人ひとりの働きたい、家庭を持ちたい、子どもを生み健やかに育てたいという希望の実現を支えるとともに、国民や企業の将来不安を払拭することを通じて、構造的課題を克服し、日本全体の成長力を底上げしていくとしている。また、「成長と配分の好循環」を全国津々浦々まで波及させ、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保するとしている。

2 本町の財政状況と今後の見通し

歳入面では、町税はリーマンショック（平成 20 年度）以降減少傾向にあるが、17 億円台をキープしている。平成 27 年度は対前年度 6,400 万円減収となっており、主な要因は固定資産税評価替えによる減額である。今後は人口減少もあわせて、更なる減収が懸念される。わが町の歳入の 40%を占める地方交付税は、合併算定替方式の算定から一本算定に移行したことにより減額が懸念されたが、43 億円台をキープしている。しかし、トップランナー方式導入（注1）などの普通交付税改革が実施されつつあり、一本算定化の進捗とあわせ注意が必要となっている。地方債については、庁舎建設などの大型事業が終了したことから、2 年続けて発行額を 10 億円以下に抑えている。

歳出面では、人件費は平成 17 年度をピークに減少してきており、ピーク時に比べ 5 億 4000 万円の減額が図られている。しかし、平成 32 年度以降は退職者の減少から増額に転じることも考えられる。物件費については年々増加してきており、臨時職員の増加やシステム保守委託料等の増額により、今後も増額することが懸念される。扶助費は、平成 22 年に福祉事務所を開設し生活保護事務を開始したことなどが影響し、合併時の 2 倍以上となっており、今後も増額が予想される。公債費については、庁舎建設事業などの合併特

例債や臨時財政対策債の元金償還が始まったことから5年ぶりに15億円を上回り、平成30年度までは増加していく見込みである。繰出金については、国保会計や介護会計の赤字補填のための支出が増加している。今後も下水道事業の進捗により、さらに増額する見込みである。投資的経費については、合併以後、道路整備や学校教育施設、庁舎建設などの生活環境などの整備を積極的に行ったことにより、20億円を超える支出を行ってきたが、近年は事業量の減少から減額傾向である。今後は、公共施設の老朽化と人口減少（利用者減少）を踏まえて、複合化や統合、廃止を含めた更新計画を検討する必要がある。

町の借金である地方債残高は、合併後増加傾向であったが、平成25年度をピークに2年連続で減額を図ることができた。また、町の貯蓄部分である基金残高は、合併時の2倍を上回る44億7000万円まで増額できた。

これらの効果により、自治体の財政状況を示す実質公債費比率は、平成18年度の18.5%をピークとして平成27年度には12%と改善、将来負担比率については平成17年度の226.2%をピークに、平成27年度には122.3%まで改善している。

今後は、国が示す「経済・財政再生計画」の推進による地方財政の改革の進捗状況や、県内町村の中でも最も高い本町の地方債残高などを踏まえながら、財政健全化を更に進める必要がある。

*財政状況参考資料：「琴浦町の決算状況に見る傾向（平成28年10月）」

*（注1）トップランナー方式：歳出効率化に向けた業務改革に取り組む自治体を基準として普通交付税の基準財政需要額の算定に反映させる算定方法

3 予算編成の基本的な考え方

平成29年度予算編成については、このように厳しい財政状況であっても、「第2次琴浦町総合計画」と「琴浦町まち・ひと・しごと創生戦略」を車の両輪として着実にまわすとともに、町民が「どのような希望を持ち、どのようなまちの姿を望んでおられるのか」を職員一人ひとりがよく聞き、感じ、深く考え、これらを起点としたまちづくりとローカル・イノベーション（注1）の実現を目指し、次の戦略に基づいて進めるものとする。

*（注1）ローカル・イノベーション：地域に新しい産業やサービスなどを生み出すこと。地域の様々な事柄を結びつけながら創造していくもの。

(1) 戦略メインテーマ

連動 ～ことうら創生への加速～

町の基本計画である「第2次琴浦町総合計画」が平成29年度からスタートする。この総合計画とあわせて、平成27年10月に策定した「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を連動させ、有効性の高い施策を実施し、“ことうら創生”を成功させるための基盤づくりと事業深化を進める。

(2) 戦略テーマ

① 希望を叶え、誰もが安心して暮らせる“まち”づくり

結婚、出産、子育てを望む人の希望を叶え、学校教育や人権教育等の教育環境の充実や、環境対策や住宅などの生活環境整備、また、10月21日に発生した鳥取中部地震を教訓とした防災体制の整備を図ることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す。

[結婚・出産・子育て支援・教育・移住定住促進・スポーツ振興・安心安全・人権・環境衛生・住環境整備]

② 地域活力の運動による魅力ある“しごと”づくり

琴浦町に由来からある産業や特産品などの魅力を再発見するとともに、企業・大学・金融機関など様々な分野との連携により地域資源の新しい価値や魅力を創造し、海外へも目を向けた新しい取り組みを促進するなどローカル・イノベーションによる地域の「稼ぐ力」を引き出すことで、より力強い産業の育成と新たなしごとづくりを実現する。

[農林水産業・商工業支援]

③ ふるさとを誇り、未来のことうらを支える“ひと”づくり

ことうらの誇りである自然や歴史、伝統を大切にし、そこに暮らす人々を大事できる“ひと”づくり。未来を支え、地域で活躍する“ひと”づくりを進め、誰もが活き活きと耀き、暮らせる“ことうら”を目指す。

[観光振興・女性活躍・地域活性化]

4 予算編成に際しての留意点

基本的考え方を踏まえ、以下の点に注意し予算編成を進める。

(1) 主要施策の着実な推進と町民目線の予算編成

総合計画及び総合戦略に位置づけられる主要施策の早期かつ着実な推進に向けて、所要の予算措置を講じる。また、予算編成においては、常に町民の意見や課題解決を念頭に編成作業を進める。

(2) 施策・事業の重点化

限られた財源を効率的・効果的に配分するため、総合計画及び創生総合戦略との整合性を図るとともに、実施に伴う将来負担額を考慮しながら施策・事業の重点化を進める。

(3)持続可能な財政運営

新たな財政出動を伴う施設整備や新制度設計等の新規事業を企画立案する際は、当該年度予算のみを検討するのではなく、将来負担額や費用効果を十分に意識する。また、地方債発行事業については、基礎的財政収支（プライマリーバランス）に留意し、地方債残高の減額を強く意識して予算編成を進める。

経常経費については、普通交付税算定におけるトップランナー方式を参考に、先進地の優良事例などの導入に向け調査研究を行う。

なお、新規事業を行う際には、原則、従来事業の削減額を財源とし予算編成を行う。

(4)効率的・効果的な事業執行(PDCA サイクルの確立)

事業の効果や目標を明確にし、目標達成年度を設定することで効果的な事業実施を行う。また、PDCA サイクルを確立し、事業見直しによる効率的、効果的な事業実施を行う。

サマーレビュー・会計検査で指摘された課題への対応を踏まえた予算編成を行う。

(5)公共施設の適正配置

公共施設の更新・修繕については、人口推計（琴浦町人口ビジョン）を基に利用者や地区人口を十分に精査し、効果的で効率的な施設配置を目指した予算編成を行う。また、利用者が減少している老朽化した施設の修繕・更新については、廃止を前提として予算編成を行う。

(6)その他の留意点

- ① 国・県の動向に十分留意し情報収集に努め、事業検討に活かし、あわせて先進自治体の情報収集も行い、効果の高い事業実施を目指す。
- ② 事業の計画に当たっては、事業に活用できる国県の補助制度などの財源確保を十分に検討し、財政負担の軽減を図るとともに効果の高い事業を実施する。国県の制度見直しによる町費負担の増額が必要な事業については、単に町費の増額による対応ではなく、事業見直しを実施する。

5 歳入歳出に関する事項

歳入歳出の各項目については、下記の点に注意し予算編成を進めること。

(1)歳入

① 町税

一層的確な課税客体の把握と確実な年間収入見込額の把握に努めること。

② 分担金及び負担金

事業の性格、受益内容等を検討し、受益者負担等の適正化に努め適正な負担確保に努めること。

③ 国県支出金

国の関係省庁の予算編成情報を的確に把握し、事業ごとの制度を十分研究し、国、県の確実な許可金額を見込むよう努めること。また、国県支出金の交付基準について、超過負担とならないよう留意し、一般財源が多額になることのないよう、財源内訳について調査積算すること。

単県補助金の市町村交付金化については、情報収集を行い予算に反映させること。

④ 財産収入

処分可能財産や運用財産等を確実に把握し、額の算定等は実情に即した価格を算定し、歳入の確保に努めること。

⑤ 寄付金

ふるさと納税は実績を基に確実な予算計上を行うこと。

⑥ 諸収入

前年度実績などを検討の上、根拠を明らかにして計上すること。

⑦ 町債

地方債計画、地方債同意内容及び充当率など、的確な見込額を計上すること。（原則、公債費以上の借入を禁止：プライマリーバランス黒字化）

⑧ その他

各職員が財源確保対策を考え、積極的に提案すること。

各科目とも、あらゆる資料や法令等に基づいて正確な財源を把握し、過大、過少見積にならないよう適正な額を計上すること。

(2)歳出に関する事項

① 人件費

給料、職員手当及び共済費については総務課で算出し計上すること。

② 報酬 報償費等

各種委員報酬、手当等は手当額等一覧表により算出し計上すること。

③ 賃金

漫然と雇用するのではなく、必要性や年間の所要人員などを十分に協議、確認の上計上すること。

④ 旅費

行政効果等を十分に検討し必要経費を計上すること。職員研修費について業務遂行能力の向上となるものを計上すること。

⑤ 需用費 役務費

積極的に経費の節減に努め、食糧費について接待関係費は原則計上しないこと。光熱水費については、特殊要素がない限り当初予算内に収めることを前提に、過去3年の決算額の平均額を計上すること。修繕料については、日常から維持点検等を行い、年次的な修繕計画を立て、柔軟に対応できる予算計上すること。

⑥ 負担金 補助金

補助金等については、監査意見や会計検査などの結果を踏まえ、所期の目的を達成したと思われるもの、行政効果の希薄なもの等は、廃止や統合等積極的な見直しを行うこと。必要負担金の漏れの無いように留意すること。

⑦ その他

各費目を通じて、必要性、緊急性、重要性、行政効果などを十分に検討の上、必要な事業費のみを計上すること。

各施設の保守点検業務などの必要経費の計上漏れがないよう注意すること。

施設の保守管理や備品のリース等毎年度契約を伴う事業は、長期契約の導入を図り、事務の簡素化を図ること。

カウベルホールを使用するイベント、会議を予定する場合には、減免措置でなく使用料を予算化すること。

(3)特別会計について

① 一般会計の予算編成方針に準じて措置すること。

② 当該特別会計の設置目的に従って適正な予算計上に努めること。

③ 企業会計においては、経営の合理化を徹底的に進め、独立採算の原則を貫くよう努

力し、収入増の研究と経費の節減に努め、経営の健全化を図ること。

- ④ 一般会計からの繰入金については、算出根拠を明確にして計上すること。

6 その他予算要求関係書類の提出等について

入力期限、入力項目、提出書類等、予算要求関係書類の詳細については、予算編成作業と合わせ関係課に通知する。